



発行 東京都

目次

告示

○都道（首都高速道路）の区域変更……………一

……………（建設局道路管理部路政課）…

告示（選）

○東京海区漁業調整委員会委員補欠選挙における開

票区の合区……………三

公告

○東京海区漁業調整委員会委員補欠選挙の立候補届

出に係る事前審査……………（東京都選挙管理委員会）…三

告示

●東京都告示第八百三十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第九号の規定に基づき、平成三十年三月二十九日、都道（首都高速道路）の区域を次のように変更した。 ついては、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により告示する。

その関係図面は、平成三十年六月七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社東京

西局において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月七日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 首都高速三号

二 変更の区間 渋谷区渋谷二丁目十二番三地先から同所  
二十二番二地先まで

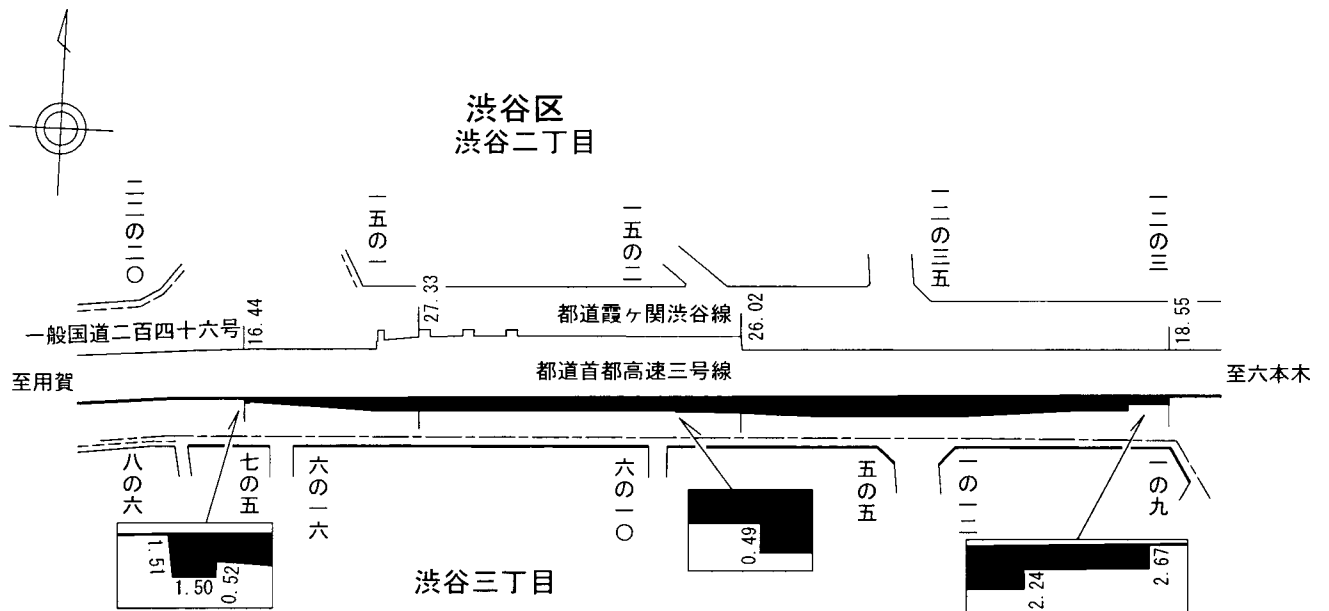
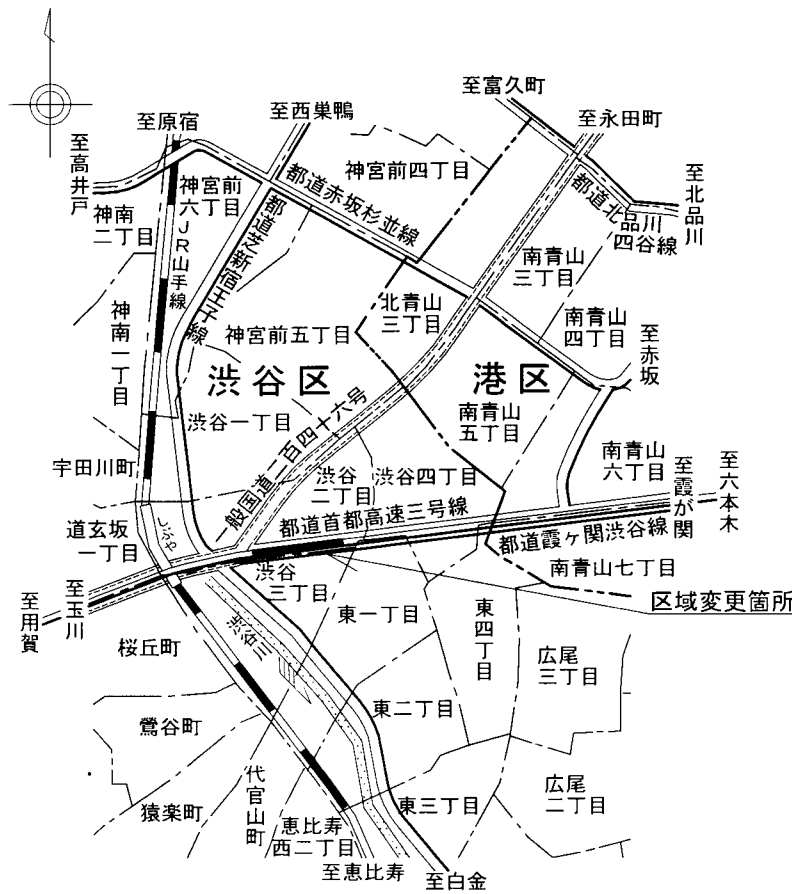
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道首都高速三号線区域変更略図  
渋谷区渋谷二丁目地内



延長 三二五・三五メートル  
面積 一、四五四・四七平方メートル



告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第八十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十八条第二項の規定により、平成三十年六月二十八日執行予定の東京海区漁業調整委員会委員補欠選挙において、墨田区及び江戸川区を合わせた区域は、一開票区とする。

平成三十年六月七日

東京都選挙管理委員会

公告

東京海区漁業調整委員会委員補欠選挙の立候補届に係る事前審査について

平成三十年六月二十八日執行予定の東京海区漁業調整委員会委員補欠選挙に立候補を予定する者に対して、次のとおり立候補届出書類等の事前審査を行う。

平成三十年六月七日

東京都選挙管理委員会

一 日時

平成三十年六月十二日 午前九時から午後五時まで

二 場所

- (一) 東京都選挙管理委員会室 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔三十三階
- (二) 東京都大島支庁会議室 大島町元町字オランダシ二百二十二番地一
- (三) 東京都三宅支庁会議室 三宅村伊豆六百四十二番地
- (四) 東京都八丈支庁会議室 八丈町大賀郷二千四百六十

六番地二

(五) 東京都小笠原支庁会議室 小笠原村父島字西町

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号(代)

郵便番号  
 113-0001